

# 沖繩市議会だより



okinawa city assembly news 2005

平成16年12月臨時会, 平成17年2月臨時会・定例会

第5号

平成17年6月2日



平成17年第287回沖繩市議会2月定例会が、2月25日から3月29日までの33日間の会期日程で開かれました。  
2月定例会は、平成17年度沖繩市一般会計予算他34件の議案等が審議されました。

## 平成17年 第287回2月定例会会期日程

2/25	金	議案説明	定例会開会 会期の決定 議案の提案説明
28	月	議案研究	議案の研究
3/1	火	代表質問	各会派を代表して行う質問
2	水	議案審議	議案への質疑(委員会付託及び付託省略)、討論、採決
3	木		
4	金		
8	火	予算委員会	平成17年度沖繩市一般会計予算 についての審査
9	水		
10	木		
11	金		
14	月		
15	火		

3/16	水	常任委員会	総務、文教民生、産業経済、建設 委員会における付託案件の審査
17	木		
18	金	本会議 特別委員会	議案説明書の一部訂正、基地に関する調査特別 委員会、畜産衛生問題に関する調査特別委員会
22	火	予算委員会	平成17年度沖繩市一般会計予算 についての審査
23	水		
24	木	委員長報告	各委員会における審査報告及び採決
25	金	一般質問	市の行政事務についての質問
28	月		
29	火		

### 傍聴のご案内

市議会では、市民の皆さんの生活に密着した重要な問題や課題が審議されています。市政を身近に知るためにも、議会を傍聴してみませんか。

■発行/沖繩市議会 ■編集/沖繩市議会議会報編集委員会

沖繩市仲宗根町26番1号

TEL 098-937-3405 FAX 098-938-1094

# 代表質問

今定例会の代表質問につきまして  
は紙面の都合上、主な内容を要  
約して掲載してあります。

なお、詳しい内容は会議録を市  
立図書館、自治会事務所でご覧に  
なるか、市のホームページで会議  
録検索システムをご覧ください。

にいぬふあ

玉城 デニー 議員

一、平成十七年度予算編成のポイントに  
ついて

平成十七年度の予算編成において、総  
合的、計画的に行政運営を進めていく上で  
特に重点を置く分野別予算計上や事業項  
目などのポイントについて説明を頂きたい。

●市長

予算編成に当たり、私から担当職員に  
強く要請していることは、三位一体改革の  
影響は避けて通れない問題であり、入る  
を強力に図り出るは出来る限り制するこ  
とが基本ということです。

もう一つは、高率補助の利用、それから  
基本計画に基づき事業の投資効果の有無  
を厳格に分析しながら進めるべきである  
と一言うことを強く言っているところで

●企画部長

事業別の予算編成のポイントとして、  
まず、人件費等は、対前年比で大きく減  
なっています。

増になったものとして、扶助費が  
五億五千万円、四・八%の伸び、普通建  
設事業費が十億六千万円、一八・八%の  
伸び、それから、国民健康保険等特別会  
計への繰り出し金が五億二千七百万円、  
一三・八%と大幅に伸びています。

二、行政改革について 情報公開・情報  
共有の改革について

透明度の高い市政運営、明確な説明責  
任による高い信頼性は、これからの市民  
と取り組んでゆくまちづくりの基礎とな  
る大切なポイントであり、そのためにも、  
行政側からの積極的な情報の開示と提供  
による「情報の質と量の確保と共有」が  
さらに重要になってくると思われる。

「情報の公開性」から、さらに、情報共  
有を進めるための具体的な進展、計画が  
あれば、お聞かせいただきたい。

●市長

いかにすれば市民に開かれた行政を展  
開できるかということとは非常に大事であ  
り、そういうことを絶えず視点とし、機  
構改革の問題等、あるいは情報公開、情  
報共有の問題等について取り組んで行き  
たいと考えています。

●企画部長

今後とも、分かりやすい情報内容に心  
がけて、積極的かつ的確な情報提供に努  
め、市政情報の公開のため情報公開制度  
の拡充を進めていきたいと思えます。

三、自治政府構想について 基本条例・  
その他条例の計画について

第三次沖縄市行革大綱では、施策を体  
系別に五つに区分して目標を掲げている  
が、その中の「市民との協働によるまち  
づくり」の項において、市民と行政がそ  
れぞれ分化し、あるいは一つになり、自  
助、共助、公助のまちづくりを進めると  
あり、新しい市民参加の手法として、市  
民の参画を保障し、市民の要求に応え、  
さらには市民自ら市政を担うことによっ  
て、分権時代における住民自治を推進す  
るための（仮称）まちづくり基本条例の  
制定が謳われているが、行革大綱を進め  
る上でどのように取り組む予定か。

その他にも、沖縄市の特色と魅力ある  
まちづくりの指針となる計画の条例制定  
等に市民とのコラボレーション（共同作  
業、共同製作）を具体的にどのようにつ  
ながっていくのか。

●市長

自治政府構想の問題につきましては、  
具体的にはこれからだと思えます。  
地方分権とは言いますがまだ中途半端  
で、今いろいろと特区の話があり、国に  
申請を出しますけれども、官僚の壁が厚  
く断られるケースが多い。中城湾港新港  
地区をもっとフリーに使いたい、自由貿  
易港にしたいということも、やはり今駄  
目なんです。そういうことについて明確  
に自らの考えで、自らの財源を使いなが  
ら、できる仕組みをどう作るか。これが  
ローカルガバナンスの大きな課題だと  
思っています。

そのためには、やはり道州制の問題等  
が恐らく先に来るかと思いますが、その

中で例えば、琉球州、沖縄州という感じ  
に出来ると、県独自のきちんとした条  
例を作り、それを各市町村が守っていく  
様な形の行政を目指すべきではないかと  
考えているわけで、これについてはまだ  
緒に付いたばかりですので、こういうこ  
とを十分に念頭に置きながら、今後、行  
政運営を進めていくことが大事だろうと  
考えています。

●企画部長

まちづくり条例と政策決定、公共事業  
の計画策定においては、事前に情報計画  
案を住民に示し、意見が表明できるよう  
な場を設けたいということで、現在、そ  
の制度のあり方を調査研究しています。

それからもう一つ、アウトソーシングの  
受け皿としての市民活動団体の育成支援  
も避けて通れない課題だと考えており、引  
き続き、検討して行きたいと思っています。

## ツバIEの会

仲宗根 義 尚 議員

一、今年度の沖縄市の津波予防対策につ  
いて

スマトラ沖地震による津波の被害は世  
界的規模の人命、財産の被害であり、い  
つでもどこでも発生しかねないとマスコ  
ミは報じている。人命、財産の被害が大  
きかった原因は、当該地域や国の住民が  
津波の経験がない上、恐怖に対する認識  
の甘さ、加えて防災施設、システムの未  
整備等が指摘されている。しかし、防災  
設備が完備されていても、地域の市民が  
津波の怖さを分かっているなければ、その

機能が發揮できないかと思う。平成十五年三月二十六日に石垣市で津波警報が発令されたが、わざわざ車で海岸に見物に行ったり、海岸近くにいた人々が避難しようとしなかったとのことで、幸い、津波の発生がなく、大事には至っていないようだが、反面、津波の恐怖を体験した市民は、津波警報が出ると海岸地帯の市民は直ちに高台に避難するようである。

沖縄市の対策について教えていただきたい。

●市長

津波予防対策について、こういうことも念頭に置きながら東部出張所を是非年度内には完成させたいということを取り組んでいる次第です。スマトラ沖地震の場合には、情報が明確に伝わってこなかったということもございますので、この東部出張所の中にはそういう情報が的確に、一時も早く市民に伝達できるようにシステムを是非導入してまいりたいと考えています。

二、市長が言われる海の玄関について

「県道二〇号線は本市のシンボルロードとして位置づけられており、今後、海と空の玄関を結ぶ国際軸として・・・」と述べられているが、市長が言われる空の玄関について教えていただきたい。

●市長

空の玄関は、やはり嘉手納基地の問題、これはいずれは民間と共用で活動できる時代が必ず参ります。そういうことを念頭に置きながら、この県道二〇号線を有効に活用していく。そうすることによつ

てこれは嘉手納基地の司令官のみならず、米国政府、日本政府を動かして第二ゲートから第一ゲートに、五八号線につないでいく。そういう大きな目標を持つての取り組みでございしますのでその点を是非、よろしくお願いしたいと思います。

三、勤労体験学習について

体験学習は、短期間に知識を習得し、クリエーション、生きる力が身に付く教育の基本で、さらに、勤労による学習は、自己発見、開発、ひいては進路にもつながり、社会生活をする上で役立つと思うが、市内小中学校勤労体験学習の実態について教えていただきたい。

●教育委員会指導部長

市内各小中学校全校で勤労体験学習を行っています。児童生徒自らものを作り、育てる体験を通して生産する喜び、あるいは勤労の尊さを理解させ、みんなで共同作業を体得することにより、連帯性を養うとともに調和のとれた人間形成と豊かな情操の育成を図っていききたいと思えます。

野の会

普久原 朝 勇議員

一、沖縄市新行政改革大綱、第3次沖縄市行政改革大綱の実施状況及び成果について

沖縄市新行政改革大綱（平成八年度から平成十五年度）の実施状況と成果についてお聞きしたい。

また、第三次沖縄市行政改革大綱の施策体系の改革の五つの柱の中に、市民に信頼される職員を目指すところがあるが、これ

について指導は十分だとお考えか。さらに、第三次行政改革大綱に基づく平成十六年度の行政改革の実施状況について伺いたい。

●市長

最近の国政、県政の動き等を勘案した場合、行政改革は強力且つ着実に遂行することが大事で、そのことを踏まえ、今後、職員とも連携しながら、強力で推進していきたいと考えています。職員につきましては、これまでのお役所仕事から、民間レベルの発想で強力で取り組むことが必要で、そのためには叱咤激励しながらがんばって行きたいと考えています。

●企画部長

第三次沖縄市行政改革大綱の実施状況について、特に平成十六年度はアウトソーシングの推進に関する指針を策定してきました。また、道路占用料、法定外公共物占用料の改定、見直し、その他特殊勤務手当、幼稚園教諭の給与の見直し、e-おきなwcityアクションプランの策定、指定管理者制度の検討、出前講座の充実を図ります。それから、定員管理の適正化と事務分掌の見直しについては平成十六年度から平成十七年度にかけて行っていきたいと考えています。

●総務部長

現在、職員のサービスのあり方について指摘があった際には、速やかにその課に対し総務から指摘する、あるいは担当課長の対応を求めることにしています。さらに、昨年九月の市の広報誌にも市民の声コーナを設けまして、投書があった分

については市長あるいは担当課の回答書載せています。

残念ながら一部そういう指摘があったことをこの場を借りてお詫び申し上げ、本日の市民サービスとは何かを十分議論し、今一度原点に戻って正して行きたいと思えます。

●助役

職員の指導につきましては、いろいろな機会を捉えて研修もしておりますが、市民の方からの指摘が度々あるということで、そういうことのないように繰り返し指導助言を行う等、引き続き教育、指導をしていきたいと思います。

二、沖縄戦の悲惨な体験と教訓を次世代へ継承する責任者として、沖縄戦後

史と戦後六〇年の歩みを作成すべきと考えるが、その進捗状況について

戦後六〇年を迎えて、沖縄戦の悲惨な体験と教訓を次世代へ継承する責任者として、戦時中、沖縄戦戦時中（昭和二十一年四月一日〜昭和二十二年六月二十三日）に捕虜収容所、越来村嘉間良を中心に展開された沖縄戦戦後史と沖縄における戦後六〇年の歩みを作成する考えがあるか。戦後の調査を進めているなら、その進捗状況はどうか。

●総務部長

現在、市史編集担当の方で第五巻移民戦争編ということで調査を進めています。嘉間良を中心とした戦後の収容所の問題につきましては、これと並行して聞き取り調査を行っており、できれば年度あたりから本格的な調査に入りたいと

思っています。

議員ご指摘の件については、前倒しできないか調査員の先生方等も含めてちゃんとした形で答えを出して行きたいと思えます。

三、畜産の振興について、市の防鳥ネットや防虫消毒の対応策について

昨年末からベトナムで鳥インフルエンザが再燃しているようだが、WHOが最も警戒しているのは、本来ならば鳥同士で感染する鳥インフルエンザのウィルスが、人から人に簡単に感染する新型インフルエンザに変異していることのようにある。もし沖縄市で鳥インフルエンザが発生した場合、市民の生命や財産のみでなく、観光客も本市、沖縄県内に来県しなくなるのではないかと考えるが、鳥インフルエンザに対する県、沖縄市の対応策と予防の実施計画について伺う。

●経済文化部長

抗病原性鳥インフルエンザの発生予防措置、あるいは発生時における防疫措置を適切に維持するため、国において防疫マニュアルが作成されていますが、防鳥ネットの設置についても野鳥侵入防止策として有効であり、マニュアルの遵守事項の中の総合対策の一つとして大変重要視されています。

現在のところ、法的に設置する義務はなく、その判断は使用者の意志に委ねられています。その重要性に鑑み市としても何らかの対策を取って行かないといけないということで、防鳥ネットの設置について、現在、担当課で調査を行って

いまして、その結果を受けて対応していきたいと思えます。

新・沖縄クラブ

島袋 邦 男 議員

一、中心市街地の空き店舗を活用した戦後文化資料展示設置について

平成十七年度施政方針の「二、自由・闊達な市民性とチャンプルー文化を発信するまち」に、中心市街地の空き店舗を活用した戦後文化資料展示室を設置し、本市の個性的な文化を内外に広く発信すると謳っている。

予算、場所選定理由(パルミラ通りとなつているが、予算承認前場所を選定した理由)、常設か、あるいは今年度だけの単年度の事業か、戦後の多くの資料を展示するのであれば、常駐の専門家、説明員が必要だと思いが、人選はどうなのか。

●総務部長

平成十七年度予算で五七一万三千円をお願いしています。(注 代表質問時点では新年度予算はまだ可決されていない)

場所につきましては、いろいろ検討した結果、パルミラ通りの空き店舗を予定しています。予算可決前の場所決定の話ですが、予算、事業計画を立てる場合、ある程度の想定の下に予算化するもので、今回の場所選定に当たりましては、商工労政課の担当、総務課の市史編集担当職員が銀天街、一番街周辺の数箇所を調査の上、ここを候補として決めたとはいえませんが、その場所を想定して今進めていると

ころです。

次に常設かということですが、今回の事業につきましては、当面の方針として三年間を予定しています。

スタッフの問題につきましては、総務課、市史編集の担当を予定しています。

二、倉浜衛生施設組合の新炉建設について

新炉建設の進捗状況、地域の合意形成はどうなっているか、各市町村とも厳しい財政状況だが構成市町との還元施設等の費用分担の調整、話し合いはどうなっているのか。

●市長

新炉建設について、老朽化した施設を作り直すのは急務であり、そのためには地域の皆さん方のご要望等に出来る限り添えるよう最大限の努力をしながら、諸々の細かい事業を進めて行く必要があると考えています。

●市民部長

進捗状況ですが、現在、ボーリング調査、これと並行した地下水水質の調査を実施中です。また、三月から八月初旬までの予定で造成のための実施設計を進めています。

地域の合意形成ですが、新炉建設にかかる重要事項を決定する際は、地元の方々の説明会や意見交換等を実施し、常に地域と合意形成を図りながら事業を進めているところです。

費用分担は、還元施設の種類にもよりますが、原則的には二市一町が負担すべきだと考えており、地域対応については現在、ゴミ処理施設建設推進委員会で見

討しているところです。

●助役

還元施設については、今日まで事務局はじめ関係市町村のスタッフ、地域のリーダー達もいろんな施設を見学していますし、二市一町の助役ほか関係部長も還元施設等について調査しています。

現在、どういう還元施設にするか、しっかりと二市一町で分担すべきという話を進めている状況です。

三、公の施設の指定管理者制度への移行

推進について

本年は、平成十八年四月一日の施行に向けての準備期間で全庁的な取り組みが絶対だと思われるが、市民にとっては制度移行によるサービスの低下が心配される。

所管施設課の取り組み、作業スケジュール、それから一番大事な、市民に制度移行の理解を得るための努力、取り組みをこれからどう行っていくのか。

●総務部長

指定管理者制度の移行につきましては、昨年七月あたりから関係課への説明会、ヒアリング等を行っており、十二月いっぱいまで公の施設の指定管理者制度導入にかかる当面の方針について決定し、これに基づき、このたび指定の手続き等に関する条例を提案しています。

今後のスケジュールとして、議会との絡みで申し上げますと六月議会で個別施設の管理条例の一部改正、それぞれ施設を持つている各課が提案することになります。その手続き条例、個別の設置条例

に基づき指定管理者の候補者を選定し、十二月の定例会で指定管理者の候補者の議決をお願いすることになります。その後、三ヶ月間の移行期間をもって平成十八年四月一日から指定管理者制度へ移行、移管という計画をしています。

市民の理解を得るということについては、今回の一番大きな目的は、市民サービスの向上、コスト縮減であり、導入したことにより市民サービスの低下、市民へ不安を与えてはいけないと思います。利用料金は、指定管理者が勝手に定めるという事は出来ず、あくまで条例で大枠を定め、その範囲内で市長の許可を受けて定めることとなりますから、民間に管理代行させたから市民サービスが低下するというシステムではないと捉えており、そういう面で民間ベースでの市民サービスを期待しているところです。市民に対する周知が十分ではないということでは反省しているところであり、それについては、機会を見つけてできるだけ誤解がないような形で広報、周知徹底を図って行きたいと考えています。

新・沖縄クラブ

喜友名 朝 清議員

一、市民との協働のまちづくりについて  
 施政方針に、「市民と行政の相互信頼の構築に向け、情報公開制度等の推進による市民に開かれた行政を確立し、市民との協働によるまちづくりに取り組む」とある。

協働とは同じ目的のために協力して働くという意味があるようだが、市民との

協働によるまちづくりについてわかりやすく教えていただきたい。

●企画部長

協働によるまちづくりがなぜ必要になったかということですが、ご承知のとおり、少子高齢化、環境問題等大変深刻化し、地域を取り巻く社会経済の状況等も大きく変化する中、住民ニーズが非常に個性化、多様化の方向に進み地域課題にもそれぞれの対応が求められています。

公平公正を基本とする行政の均一化というサービスではもはや十分に対応しきれなくなってきたという背景があります。

次に、協働によるまちづくりの目指すところですが、住民、地域活動の団体、事業者、行政等地域を構成する様々な主体が、それぞれの立場、特徴、役割を理解し相互補完、協力しながら地域課題の解決に努めていく、活性化を促す仕組みを作っていくというもので、自らの地域は自らの意思と行動によって築かれていくという住民自治、コミュニティ自治の確立にあります。

協働によるまちづくりの取り組みとして、協働調査等も進めており、住民と行政のパートナーシップとしての新たな住民参加、協働システムの基本的な考え方を整理しながら進めているところで、特に相互支援として、市民の情報交換の場作り、それからNPO、ボランティア活動の支援、さらにはコミュニティビジネスをはじめ企業化等に向けての積極的な支援を行うていくことが必要になっていきます。

本市の行政改革の中にもその趣旨を踏

まえて今後の取り組みをしていきたいと考えています。

二、栄養教諭制度導入について

食育基本法の制定により、知育、徳育、体育というこれまでの我が国の学校教育の三本柱に食育が加えられ、四育が学校教育の基本に備えられることとなり、今年四月からは栄養教諭制度が開始されるが、その取り組みについてどうなっているか。

●教育委員会指導部長

平成十七年度から、約半世紀ぶりに新たに栄養教諭が創設されます。

近年、食生活の多様化が進む中で、朝食抜きや偏食、肥満傾向の児童の増加等子どもの食生活の乱れが問題となっており、子どもが将来にわたって健康に生活していけるように栄養や食事の摂り方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し実践していく食の自己管理能力や望ましい食習慣を身に付けさせることが必要になってきています。

このため、栄養教諭制度を創設して小中学校等における食に関する指導の核心的な役割を担い、子供達の健康の保持増進が出来る能力の育成を図ろうとするもので、栄養教諭は食に関する指導とともに学校給食の管理として従来の学校給食の献立の作成や衛生管理等も行っています。栄養教諭になるためには教諭の免許状が必要ですので県の教育委員会によると八月に認定講習を実施して一年から三年間かけて免許を取得させる計画のようです。

今後、栄養教諭の誕生や国の食育の推

進等により学校での食をテーマとした授業が広がって行くものと予想されます。

三、中の町A地区市街地再開発事業の進捗について

(施政方針には)中の町市街地再開発事業については、「権利者の最終合意形成となる権利変換計画が認可され、いよいよ市街地の再生に向けた事業が具体的に展開される」とあるが、市民からは事業の進展が目に見えず、中の町の事業は駄目になったのではないかと言う人が多くいる。

工事の進捗が目に見えてくるのはいつごろからか。

●企画部参事

中の町再開発につきましては、平成十六年三月一日事業計画認可、平成十七年一月二十一日権利変換計画の認可、一月三十一日権利変換計画の認可公告を行っております。それを受けて二月二十一日、九一条補償による土地に関する支払い、三月十八日に権利変換期日を迎えた後、第九七条補償として土地の明け渡し後の建物の除却工事を六月から九月に行う予定で、九月からは工事着工という作業で進めているところです。

順調に行きますと予定通り平成十九年三月には事業完了するものと考えています。

公明党

与那嶺 克 枝議員

一、老朽化した学校の整備などの対応策について

学校施設は、一日の大半を過ごす生活

の場であるとともに非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保が重要である。

老朽化した小、中学校においては画的に予算を確保していくとのことだが、今年度の改築、改善の対応はいかがか。

●教育委員会教育部長

今年度は、安慶田中学校の空調機器の復旧工事、宮里中学校の増築工事、(仮称)高原第二小学校の用地取得と校舎の基本設計、造成工事等を予定しています。

老朽化につきましては、随時各学校の劣化調査を行っており、維持補修等が必要なのは学校側と相談して緊急性のあるものから対応している状況です。

二、乳がん検診にマンモグラフィ導入の取り組みについて

昨年十一月、マンモグラフィ検査が実施されたが、対象者は何名だったか。また、今年六月に行われる検査の対象者は何名か。

●健康福祉部長

平成十六年三月時点で中部地域では、またマンモグラフィ検査を実施できる態勢が十分整っていない状況でしたが、中部地区医師会の総会で急遽平成十六年度からのマンモグラフィ検診車の導入が決定され、九月から実施可能との回答が来まして、本市でも平成十六年十月から導入し、今年度末で年齢四〇歳以上の偶数の方を対象に受付募集を行い、同年十一月から十二月の間に病院での個別検診と集団検診を実施しています。中部

地区医師会との委託契約で、一件当たり二、四一五円、結果通知含め三七万一九五円の委託料がかかっています。

個別検診では十一月は二七人、十二月が二六人、集団検診では一四〇人、合計一九三人が受けられ、料金は非免除者が七〇〇円の自己負担、それ以外の方は無料となっています。

平成十七年度においては、五月から四〇歳以上の偶数年齢の方を対象とし触診検査も併用で実施する予定で、一、五〇〇人を見込んでいます。

三、中の町市街地再開発事業について

ようやく動き出した中の町市街地再開発事業について、平成十九年のスタートに向けて企業誘致、配置等また地権者や借家人の対応等について、また、実現に向けての市長の決意を伺いたい。

●市長

中の町再開発につきましては、長年の夢でしたけれどもここまで参りました。あとは地権者の皆様方の同意を得ながら強力に推進していく、この姿勢は不変です。

●企画部参事

本年一月二十一日に権利変換計画の認可が下り、三月十八日の権利変換期日を待っている状況で、その間に、借家人の移転のための調整会議を都市再生機構、中の町再開発推進協議会、中の町再開発課の三者で行い、移転先の確保に努めています。

空港通りへの移転希望が多く、この三者会議の中でいろいろな交渉等を進めているところですが、今後のまちな活性化

に向けて、ご理解を頂いて再開発の成功に向け進んで参りたいと思います。

市民クラブ

喜納勝範議員

一、精神障害者の福祉について

精神障害者のいる家庭においては、社会活動や社会生活に消極的になりがちであるが、精神障害者の社会参加を促進する精神障害者地域生活支援事業の内容について教えていただきたい。

●健康福祉部長

現在、精神障害者地域生活支援事業として、日常生活の支援、相談、地域交流等をやっていますが、これは福祉文化プラザ内に設置されている精神障害者地域生活支援センターに委託しており、二十四時間の支援サポート(夜間は電話対応)を取っています。

平成十七年度の新規事業は、社会参加促進事業として家族相談員紹介事業、ボランティア活動促進事業、ピアカウンセリング事業、それと沖縄県精神障害者家族会オアシスコールへの運営費補助を予定しています。

二、ファミリーサポートセンター事業について

子育てを相互に助け合い子供を持つ全ての親を支援することを目的に平成十五年度に立ち上げられた同事業のこれまでの実績と今後の取り組み方等について教えていただきたい。

●経済文化部長

実績として、これまでの相談件数が

平成十五年度二、九九〇件、月平均で二五〇件。平成十六年度が三、八九七件、これは一月現在の数字で、月平均三九〇件の処理をしています。

今後の取り組みですが、ITワークプラザと連携してSOHOビジネス実践講座を行うと同時に、子育て中の父親まで支援の輪を広げることと保育所との連携システムを構築して行きたいと思っています。

三、子供の居場所づくりとしての出前児童館について

各地域で活動している学童クラブ、ボランティアグループ、子ども会等を支援する出前児童館の事業内容について教えていただきたい。

●健康福祉部長

これは、地域の子供達の遊び活動の受け皿づくりとして、身近な公民館を拠点に児童館的要素を展開する活動、また、地域の人材育成等、コミュニティ作りに貢献することを目的としています。

対象者は、小、中学生については指導員の助手的役割を与えボランティアを育成し、保護者や地域住民の参加事業も実施することとしています。

平成十七年度は実施公民館十二箇所を予定しており、二週間に一度開催ということとです。事業内容として、子供達が自己確立をしていくための集団体験が出来る居場所づくり、二番目に子供一人ひとりが自分自身の好奇心や関心があるものを説明する力を育てる、三番目に社会のマナーやルールを身につけ、仲間と本音でぶつかり合える居場所づくりということとです。

## 二月定例会一般質問

今定例会の一般質問につきましては紙面の都合上、主な内容を要約して掲載してあります。

なお、詳しい内容は会議録を市立図書館、自治会事務所でご覧になるか、市のホームページで会議録検索システムをご覧ください。

### ○花城 貞光 議員

悪臭防止法の規制地域指定に向けた取り組みについて

昨年度先進地調査を行ったようだが、その結果はどうだったか。また、規制地域指定に向けての関係者への説明会、公害審議会の開催、県への答申等、今後のスケジュールをお教えいただきたい。次に、悪臭公害に対する取り組みについては施政方針にもあるがどのように考えているのか。

### ●市民部長

先進地視察については、静岡県菊川町と御前崎市を視察しています。

菊川町では堆肥化施設が悪臭の発生原因となっていました。事業者自らが自主的に脱臭施設等を整備し苦情を軽減し、また、御前崎市では養豚団地や水産工場、肥料工場などが発生源となっていました。堆肥舎を整備したことにより苦情がほとんどなくなったというように確認し

ています。

それから規制地域指定に向けた今後のスケジュールですが、審議会において概要や現状についての報告と先程の先進地視察を通しての状況等も説明したところであり、今後、県との調整を重ねた上で素案をまとめて諮問を行う予定です。

### ●市長

公害の問題につきましては、市民部長からも答弁がございましたが行政としましては、毅然たる態度で是非公害防止協定を締結したい、そういう姿勢で今後も引き続き努力してまいります。

### ○棚原 八重子 議員

老朽化した福祉センターの入居団体の移動や建設について

福祉センターは、介護予防施設や障害を持つている方の活動拠点等多くの情報を発信する施設であり、計画性がないまま分散の形では活動していく上で大変な不都合が生じると思うが、次の三点について伺いたい。①安全性の面からの入居団体の移動は、いつ、何を基準に判断されたのか。②建物は直ちに解体されるのか。解体されるのであればその土地の跡利用についてはどうなるのか。③これまで計画できなかったのはなぜか、補助金がなかったのか。建設計画と予算について教えていただきたい。

### ●健康福祉部長

①社会福祉センターにつきましては、平成五年に最初の三階スラブ部分の崩落

事故があり、翌年当該部分の応急的な補強工事に対応しています。その後三階部分を閉鎖する中で屋上の亀裂部分の補修工事や三階ベランダ部分の浸水防止工事等を行ってきましたが、平成十六年八月二十七日に一階部分でも揺れを感じる崩落が三階和室部分で起こり、日常的に業務を行う各入居団体の職員の不安感の訴えもあり、移転を行うということです。

②の土地利用については、費用的に工事中の一体的な対応の方が安く見込まれる（建物単体での取壊し費用約四千万円程度）ことから当面は現状のまま残す予定です。そのため、活用できる敷地は現駐車場部分のみとなりますが、現状では活用の計画は持っていません。地域の要望等があれば駐車場使用による残存建物への間接的な影響や放置車両の問題等、今後、発生が見込まれる懸案事項等を整理する中で検討していきたいと思えます。また、火災予防等の安全管理については、これまでの通報システムや警備も従前通り配置して対応していきたいと考えています。

③について、平成十年度までは県の補助金、国の補助金もメニューにはあったようですが、平成十一年度以降は廃止になっているということです。建設時期は、財源確保の検討も踏まえながら平成十八年度からスタートします本市の第二次基本計画において位置づけをしていきたいと考えています。

### ○仲宗根 弘 議員

建築確認手数料について

平成十六年度一般会計補正予算（第六号）で三六四万三千円の補正減があった。建築確認は平成十一年から民間の方でも指定してやっていたらどうなるか、今後沖縄市の建築課の確認申請等はどうか、申請から許可までの期間が民間の方が短いのか、市民への行政サービスで、行政側は少し民間より落ちるのか。

また、民間への申請が増えることで市民の負担になる部分がないか。

### ●建設部長

平成十一年に建築基準法が改正され、これまで特定行政庁（沖縄市）で建築主事が行っていた確認業務が民間でもできるようになっています。

県内におきましては、平成十二年七月から沖縄県建築確認検査センター株式会社、平成十三年九月から財団法人沖縄建設技術センターが沖縄県知事指定を受けて確認等を行っています。

沖縄市と民間指定機関の確認件数が平成十五年におきましては、沖縄市五二％、民間機関四八％。平成十六年度の想定で沖縄市三八％、民間機関六二％となっていますが、これにつきましては、申請人の選択となっており、市の方からどうこうということはできず、現在、行政につきましては違反建築等に力を入れよというのが国の指導です。

また、法的には二十一日以内という期限があり、民間の方がやはり少し早いという話もありますが、市としてはいろんな苦情、相談、違反建築物等の問い合わせ等もあり、なかなか、確認だけに取り掛かることが難しい面もあります。これにつきましても、今後担当ともいろいろ相談しながら出来るだけ早めにするように調整していきたいと思えます。

○照屋 馨議員

コザ保健所跡地利用について

基本計画等当局の計画案や考え方を伺う。  
また、次のことについて見解を頂きたい。

①防衛施設庁の国庫補助の対象となる補助金はアパート等の集合住宅にもなじむものか。防衛施設局の見解はどうか。

②当該跡地に県営住宅、市営住宅を建設すると仮定した場合、建設計画、配置計画の点で県、市の設置基準や法規等（建築基準法や市の条例）に適合するか。

また、地主の意向は一番重要なことと思われるが、それについての見解はどうか。

●企画部長

コザ保健所跡地利用計画は、防衛庁のまちづくり構想策定支援事業に基づいて計画策定に取り組んでおり、事業採択についても、その周辺対策事業としてのメニューに沿うようなもの、とりわけそういう防衛施設周辺におけるまちづくりに

寄与すると思われる施策が必要と思われま。

①については、まちづくり構想策定支援事業においては基本的にはなじまないと考えているようで、那覇防衛施設局においても基本的には公営住宅等は国土交通省の所管する制度で整備するものであり、現行制度を優先すべきという考え方のようです。まちづくり構想支援事業においては、他省庁の補助対象の施設ではなく、その地域の資源を活かした施設作りに寄与する事業を検討して欲しいということ、現在、議論をしているところです。

②については、保健所跡地の都市計画上の用途は、商業用地と第一種住居地域となつています。第一種住居地域は建築基準法でも特に市営住宅等の建設が出来ないということではありません。それから、地主の意向や見解ですが、地権者の方々も計画がどのような形で煮詰まってくるのかしばらく静観したいということであり、今後、計画を進めるに当たっては地権者の方々にも進捗状況等十分な説明を行うことが非常に重要だと思っており、なお一層のご理解、ご協力を得ながら進めて行きたいと考えています。

○宮城 一文議員

駐留軍等労働者の雇用について

米軍基地就労希望者を優先雇用させることについて、本市の就労希望者は何名で、年間何名採用されているのか。労務管理機構に申し込んで二、三年経っても何の連絡もないとの声を聞くが駐留軍の

採用はどのような状況になっているのか、また嘉手納町と北谷町の駐留軍雇用者は人口比で本市とはどのような状況にあるのか。

現在、全国各地の米軍基地では、約二万五千人が勤務し在日米軍の活動を支えている。極東最大の嘉手納基地を抱え、且つ若年者の雇用状況が極めて悪い本市の状況を見るとき、市長は本市の就労希望者の優先雇用を関係機関に申し入れるべきと考えるが、市長の所見を伺いたい。

●経済文化部長

市町村ごとの応募者数は出ていませんが、県全体として平成十六年四月から二月末までに十四万三七五人の応募があり、十二月末までに県全体で五一二人が採用されています。

現在の雇用状況は、沖縄市二〇九一人、嘉手納町二二一人、北谷町六七四人となっており、今後も関係機関へ積極的に雇用について要請していきたいと思えます。

●市長

駐留軍の雇用問題につきましては、県の出先機関が管理をしているときには数回参りまして、強く要請いたしました。その結果、かなりの効果が出たようですが、最近、防衛施設庁の管理となり、新しい駐留軍労務管理機構ができたようですので、本会議が終わりましたら、できるだけ速やかに事務所を訪ね、再度、強力に要請活動を展開したいと考えています。

○瑞慶山 良一郎議員

薬物使用について

市内の覚せい剤、シンナー等の薬物使用について、小学校、中学校、高校、大学、大人の状況を教えていただきたい。

また、横浜の夜間高校の先生で、十数年間の夜の子供達に声掛け運動をし、学校を辞めた後も夜回りを続けて来られた水谷先生という方が、沖縄は全国的にも薬物が入り込んでおり、十代の約半分が薬物を身近で見聞きするというショッキングな講演もされているが、薬物使用に関して教育委員会ではどう考えているか。薬物の怖さを小中学生に訴えることをどう考えていられるおつもりか。

●教育委員会指導部長

市内の覚せい剤、シンナー等の薬物状況について、高校生、大学生、大人の方は教育委員会には資料がありませんので、沖縄署に問い合わせをして調べたところ、沖縄署管内（北谷町含む）の平成一六年の補導、検挙状況は、薬物及び向精神薬取締法違反で少年二人、成人一人。覚せい剤取締法違反で少年十人、成人六人。毒物及び劇物取締法違反で少年二人、成人十一人が検挙されています。なお、シンナーは、毒物及び劇物取締法違反に含まれます。この件数は、一月から十二月の合計で、未成年と成人に分けてあるだけで学年別には資料がないそうです。次に、学校としてどういう教育をしているかということですが、思春期におけ



る保健福祉体験事業として薬物乱用防止教室を小学校十校、中学校一校で実施しており、各学校において今後も継続していきたいと思えます。さらに、学級指導も入れて今やっているところですが、保健体育の時間における指導も徹底する等、薬物乱用防止に向けての指導を今後とも継続してやっていきたいと考えています。

○新垣 萬徳議員

安慶田中線について

一九六一年に決定された安慶田の都市計画は、四〇年以上の月日が経っても道路が整備されず、土地利用は制限されているのに税の優遇措置もなく、また、一向に進まない整備計画に住民は大変不満を持っている。

安慶田中線は、近年、国道三三〇号の農連側と県道二〇号線側の出口付近が整備されたため、国道三三〇号側と県道二〇号線の間約七七〇メートルだけが残っているが、通過道として利用されているため車道のない中線を歩くときは大変怖い。今後とも交通量の増加が予想されることから、せめて児童生徒の通学路となっている安慶田中線だけでも一日も早く整備することを住民は要望しているが、市の考えはどうか。

○建設部長

安慶田の都市計画につきましては、おっしゃるとおり今まで事業が出来なかつたところですが、平成十五年度から平成十六年度にかけて住宅地区と改良事

業との合併施工や地区の縮小等の検討を行っているっており、今後とも地元権利者と協議を重ねながら合意形成を図り、早期に事業化の目的を付けたいと思えます。ちなみに、国道から七〇メートルにつきましては、現在物件補償等十六件のうち四件を契約していきまして、執行率は二五%の状況です。

次に、安慶田中線だけ街路事業整備するためには、手続き上、区画整理事業地区内の都市計画決定の廃止が出てきます。そうすると、地区内の四メートル未満の道路をどうするか、公園等の整備はどうするかの問題があり、代わりの事業を担保として出さないとけません。

それに代わる住宅改良事業や合併施工について地元の方々と協議しながら、できるだけ早く安慶田中線、それに代わる地区の整備を図っていききたいと考えています。

○内間 秀太郎議員

市長の政治姿勢について、通称クリントン広場について

市長は、基地の共同利用ということで熱心に取り組んでこられたが、クリントン広場以外にどのような事業の展開がされているか、その計画を教えてください。

それから、共同利用という概念を見直す考えがあるか、共同利用についての市長の基本的な考え方を聞かせたい。

次に、クリントン広場の活用状況についてお聞きする。

●市長

基地の共同利用について別に考えがあるかということですが、これは中々厳しいもので、共同使用については謳われていますが、共同利用そのものは現在、S O F A (日米地位協定)の中には明記されていません。

日米地位協定を抜本的に見直すことにより共同利用ということ盛り込む必要がある。共同利用を謳うことにより現地司令官にある程度の権限を与え、それによって友好親善関係を強化する手段にしていきたい。このように今あちらこちらで申し上げているところで、強力に取り組んでいきたいと思えます。

●企画部長

クリントン広場の活用状況ですが、平成十二年七月の開設から同年十二月までが二八一人、平成十三年一月から同年九月までが四八八人、平成十三年九月十一日に起こった同時多発テロ以降は、ゲートのチェック体制、基地内への出入りが厳しくなり利用はない状況です。

昨年のおきなわマラソンにおいては、国際交流協会、センター自治会婦人部、嘉手納基地報道部、ボランティア等の協力を得て子どもエイサー、空手の演武、餅つき大会等を開催し、併せてマラソンランナーを応援したところです。

○江洲 眞吉議員

軍用地の民間道路使用について

五十五年前、池原の美池自練の辺りか

ら読谷村喜納の方に抜けていく県道があった。これについては、現在、弾薬倉庫もなく秘密基地でもないといっている。どういう状況か具体的に教えてください。

地域住民から、この県道を空けて利用させて欲しいとの要望がある。那覇防衛施設局へ強く要請すべきと考えるが、市長のご所見を伺いたい。

●市長

民間道路使用については、いろんな民間地域で条件を整備しつつあります。

沖縄市の場合、空港通りあたりの整備が始まっており、そういう条件を整備した上でどうしても基地の中を通る必要があるという理論付けをしていくことが大事だと考えています。それを強力に今後進めて行きたいと考えています。

読谷、嘉手納、池原までの戦前の県道の問題ですが、非常に素晴らしい指摘を頂きました。行政の側では、まだ細かい調査結果が出ていないようでございますので、行政自らも調査した上で、然るべき時期に那覇防衛施設局への申し入れ等要請活動も展開すべきだろうと考えています。

○大嶺 秀光議員

沖縄市認定就学者の認定に関する規則について

①障害児教育について、沖縄市認定就学者の認定に関する規則 第二条の中に就学基準、認定就学者の定義とあるが、

その定義について、②第三条 認定就学者の審査について、③心身障害児童、生徒適正就学指導委員会の構成と仕事について、④生徒適正就学指導委員会、認定就学委員会、特別支援教育判定委員会の流れについて、それぞれお聞きしたい。

次に、特別支援教育判定委員会の介助者派遣要綱を見ると委員会は職員で構成されている。審査内容からすると、専門医、専門家も必要と思われるが、その点についてどうお考えか。

●教育委員会指導部長

平成十五年八月五日付教育委員会規則第十号で沖縄市認定就学者の認定に関する規則、平成十五年十二月五日付で沖縄市認定就学委員会要綱を設置し、委員会の組織及び運営に関することを決定、これらの方針や目的に基づいて沖縄市就学指導委員会の指導の下、障害のある幼児、児童生徒一人ひとりの障害の種類や程度に応じた就学指導を行っています。

①就学基準、沖縄市就学指導委員会にて特殊緒学校と判定された程度に基づいています。次に、認定就学者の定義ですが、沖縄市就学指導委員会にて特殊緒学校と判定されたが、保護者及び本人の希望により普通学校の普通学級を希望し、沖縄市認定就学委員会の審議を経て、その就学が認められたものです。②審査について、第三条の第一号から第四号については、人的支援と施設設備等の整備をすることにより、学校生活全般の安全が確保され、かつ、学習活動が適切に行われるかどうかについて判断していきます。

③沖縄市就学指導委員会では、主に、障害を持った児童生徒の就学に関する判定を行います。委員は、学校長、障害児教育担当教諭、学校医、専門医等二〇名以内で構成されており、現在、十九名のメンバーです。

流れとして、十九名で構成される沖縄市就学指導委員会が判定され、次に、認定就学委員会、ここで、認定就学者と認定された場合は、普通学校に行き、そして、介助者を付けていくということになります。

次に、特別支援教育判定委員会は、障害を有する児童生徒への介助者の派遣について審査を行い、派遣の対象はLD児、ADHD児、高機能自閉症等を有する児童生徒及び認定就学者です。発達障害のある子供達にも認定就学者として対応していきますので、専門医等を付ける必要がある場合は、今後検討していきたいと思いますが、現在のところ、障害を有する児童生徒の介助については、職員で話し合いをして派遣している状況です。

○阿多利 修議員

中学校入学時のトレーニングウェアやスポーツシューズの色や業者指定について

教育行政、特に中学校について、トレーニングウェアやスポーツシューズの色やメーカー、販売店が指定されているが、色やメーカーを決めることで教育への影響があるか。一律ではなく統一性だ

け図って、各家庭、子どもに任せる等の方法が考えられないか。

父母から色や値段についての意見はないか、また調べたことがあるか。

柔道着の購入をさせる学校があるのとこのだが、柔道着を購入させている学校は何校で値段はいくら位か、授業時間数は何時間か。

●教育委員会指導部長

学校の教育活動には、通常の制服で行うには具合の悪いものが数多くあり、そのような場において学校指定のトレーニングウェアが非常に役立つと思います。また、体育館でのスポーツ活動をする場合には安全面を考えて専用の体育館シューズを履くことが望ましく、市内の全中学校で体育館シューズを購入させています。

色やデザインの決定は、各学校でいろいろ工夫しており、学校全体でトレーニングウェアを購入することで、質の良いものを比較的安く購入できるメリットがあります。保護者からのご意見に関してはやはり真摯に受け止め十分な説明を行い理解を得ながら、購入させるよう学校側に求めていきたいと思えます。購入させるに当たり学校が配慮していることとして、ネームを替えてお下がりをお認め、転入生で在学期間の短い生徒には前の学校のものも認めるとか、あるいは卒業時にトレーニングウェアを寄贈してもらい、なくした場合や転入生に貸している学校などもあります。トレーニングウェアを統一する必要があるかということですが、学校の決定ですから、

校長会等で学校長の意見も聞いて、取り上げて行きたいと考えています。

次に、現在、体育の授業において柔道を指導している中学校は一校で、柔道着の値段は四千円、指導の時間は一年生から三年生の男子全員、各学年ごとに八時間から一三時間ということでした。

柔道の指導は中学校の学習指導要領の基、学校の実態に応じた指導が行われていると認識していますが、柔道着の購入等も含め学校の教育活動に対する保護者への説明を十分行うよう学校側に求めて行きたいと思えます。

○桑江 朝千夫議員

イラクよりの帰還兵について

昨年十二月の報道でイラクでの任務完了後、米海兵隊約五千人を本国ではなく沖縄に一旦は戻したいというコメントがあつたが、その兵数は把握できるのか、すでにそういった状態になっているのか、イラクという恐ろしい戦争状態の中で行動してきた兵隊たちが平和な沖縄に戻ってきて、基地内で心のケアという部分がなされているのか。

情緒不安定な中で沖縄市に戻ってきて、トラウマにかかった若い兵士たちがすぐ傍にいないということに不安はないか。

●市長

マリン兵の帰還の問題については、新聞報道で知る範囲ですが、私共としては出来る限り沖縄には帰さないで本国に帰して欲しいという基本姿勢は明確です。

ただ、市町村の考え方だけではどうしようもないこともあるのかという思いもしていますが、これについては厳重に注意をしていく必要があると思います。

特に帰還兵の心のケアは、当然、米軍がきちんとした措置をすべきだと思いますが、荒んだ気持ちの中で帰ってくる兵隊ですので、どういう事件、事故を起こすか分からず、これについて心配があるのは当然で、その観点から事前に基地の司令官等には、十分に兵員の綱紀肅正、事件、事故に結びつかないよう注意を喚起するよう私のみならず三連協の首長揃って強力に対処して行きたいと考えています。いずれにしても、安易に構えるわけにはいかず慎重に県民、市民に迷惑がからないような方法で対処して行きたいと考えています。

●企画部長  
イラクに派遣されている在沖米海兵隊第三一海兵遠征部隊の一部約一三〇人が三月六日に米軍がチャーターした民間航空機で嘉手納基地に到着したという報道があります。また、今回帰還した兵員を除く同隊の約二千人の兵隊とヘリコプター約二〇機（普天間基地所属）が、二月二十八日にクエートを出航し四月上旬に沖縄に帰還する予定と報道されており

ます。  
それから、帰還兵の心のケアの基地内対処についてですが、海兵隊では今回の帰還兵に限らず兵隊が異なった環境におかれた場合は、心の健康調査を実施しているとのこと、これは、派遣から嘉手

納基地へ戻ったり、元の職場へ戻る際にそういう職場復帰手続きをとるようになっていくようです。

また心のケアの相談を受けることが出来るライフスキル支援センター、家族支援センター等が設置されているようで、そういう再適応プログラムを通して元の生活に戻るよう支援策をとっていくようです。

○池原 秀明 議員

沖縄市小規模工事等契約希望者登録要領について

沖縄市の地域経済の落ち込み、とりわけ空き店舗や小規模零細事業所の閉鎖、倒産が進む中、経済活性化について本土の先進事例を調査し、議会あるいは直接担当部局に提案を行ってきたところだが、次の事業について見解と対応についてお伺いする。

沖縄市小規模工事等契約希望者登録要領について、①内容説明について、②要領と規則の内容について、③申請受付について、以上三点について、対象となる契約や登録条件あるいは申請の方法、工事の種類等を詳しく説明していただきたい。

●総務部長

①沖縄市小規模工事等契約希望者登録要領は、市の入札参加資格審査を受けることが出来ないものを対象とし、市が発注する小規模な建設工事及び建設工事にかかる修繕について、その内容が軽易で

かつ履行の確保が容易であると認められるものであって、当該契約金額が概ね五〇万円を超えないものと定めています。なお、小規模工事等の種類についても土木一式工事ほか二三種類に分類しており、これをもって、沖縄市の地域小規模事業者の受注機会の拡大と育成に取組むことを目的とした制度です。

②につきましては、要領を定めています。平成十六年十月に検討委員会を開き制度導入を決定、その結果、平成十七年三月十日に市長決裁を受け、四月一日から施行の予定です。

③申請受付につきましては、登録申請書に基づき納税証明書あるいは希望する業種等に必要な資格、免許等の写し、その他の書類を出していただいて申請を受け付けています。なお、登録の有効期間につきましては二年としてありますが、平成十七年度は初年度ということで随時受付をするということになっています。

○仲村 未央 議員

米軍基地内のマツクイムシ対策について

基地も市域面積であるが、フェンス越しにマツクイムシの被害木が見える。

市長は共同利用の問題等で基地との友好親善を強調され、クリントン広場等についても現地司令官の権限の強化ということもおっしゃっていたので、市民の大事な松、特に今、中部でマツクイムシの被害があるが、具体的に現地レベルで調整をして、この被害を南下させない取り

組みに本当に深刻に取り組まなければ、これだけの税金を毎年かけていたちごとこという事ではおかしいし、フェンス一つ隔てて道反対側に見える松に手をこまねいているということは、また許されない。  
どこに問題があり、どのように提起をして具体的な解決に向かうのかお尋ねする。

●企画部長

現在、マツクイムシ防除県民連絡会議で米軍基地内のマツクイムシ被害木への対応について種々検討されています。特に、沖縄市内の基地内における被害本数は約一、二〇〇本。

その中で、弾薬庫地区の約一、一〇〇本の駆除については現在、那覇防衛施設局が抜倒駆除中で、三月末頃までに駆除完了予定とのことです。

飛行場側の約一〇〇本については、米側で駆除を予定しているということ、四月中旬までには完了する予定と伺っています。

お知らせ

任期満了（平成十七年三月三十一日）に伴う農業委員の改選があり、議会推薦として仲村渠盛文さん、仲真由利子議員、島袋勝元議員、池原秀明議員の四名が推薦されました。任期は三年間です。

## 沖縄市議会だより

### 臨 時 会

- ◆第284回沖縄市議会臨時会が12月28日に1日間の会期日程で開かれました。  
議員提案として、米軍F-15戦闘機の補助翼の一部落下事故に関する意見書及び同抗議決議が提出され、それぞれ全会一致で可決されました。
- ◆第285回沖縄市議会臨時会が2月8日に1日間の会期日程で開かれました。  
市長から報告第117号 専決処分の報告について、議案第212号 破産事件に関する和解等についての2件が提出され、それぞれ報告、可決されました。
- ◆第286回沖縄市議会臨時会が2月21日に1日間の会期日程で開かれました。  
議員提案として、米海兵隊普天間基地所属機の嘉手納基地移駐に反対する意見書及び同抗議決議が提出され、それぞれ全会一致で可決されました。

### 行政視察来市状況

月	日	団体名	人数	調査事項	
1	12	兵庫県伊丹市議会	4	子育て支援事業について	
	18	千葉県袖ヶ浦市議会	8	福祉文化プラザ	
	19	千葉県野田市議会	7	福祉文化プラザ	
	20	山口県光市議会	9	観光行政について	
	21	北海道帯広市議会	4	聴覚障害者の消防への通報システムについて	
	25	東京都八王子市議会	4	平和行政、高齢者の健康事業について	
	25	大阪府堺市議会	1	防災研修センター	
	26	広島県呉市議会	5	IT ワークプラザ	
	28	東京都小平市議会	8	防災研修センター	
	2	3	三重県鈴鹿市議会	4	IT ワークプラザ
		7	大阪府豊中市議会	3	福祉文化プラザ
		8	大阪府箕面市議会	5	防災研修センター
9		兵庫県三木市議会	7	防災研修センター	
15		鹿児島県国分市議会	4	福祉文化プラザ	
18		千葉県袖ヶ浦市議会	11	こども未来ゾーン	
3	28	新潟県長岡市議会	2	防災研修センター	
	24	岡山県岡山市議会	1	防災研修センター	
	28	神奈川県横浜市議会	3	子どもITスクール	

### 2月 定例会傍聴者数

2月 25日	0
3月 1日	17
2日	0
3日	0
4日	0
7日	0
24日	0
25日	8
28日	11
29日	7

### お知らせ

沖縄市議会では会議録検索システムを市のホームページに掲載しています。

■ **沖縄市HP**

<http://www.city.okinawa.okinawa.jp/site/view/index.jsp>

■ **会議録検索システム**

<http://okiarea.city.okinawa.okinawa.jp/kaigiroku/>

■ **掲載会議録**

平成4年3月第166回定例会から掲載しています。

## 沖縄市議会だより

議会活動（12月～3月）			
平成16年12月24日	基地に関する調査特別委員会	2/18～2/20	東海市（議長）
12月28日	第284回臨時会、議会運営委員会	2月21日	第286回臨時会、議会運営委員会
平成17年1月17日	議会運営委員会	2月23日	米海兵隊普天間基地滑走路修復工事に伴う同基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐及び機能強化に反対する抗議行動及び要請行動（副議長、基地に関する調査特別委員会委員）
1/30～2/2	文教民生委員会視察（北海道）		
2月3日	議会運営委員会	2月2日	議会運営委員会
2/3～2/5	全国市議会議員共済会第88回代議員会出席（議長）	3月4日	基地に関する調査特別委員会
2月8日	第285回臨時会、議会報編集委員会、市民文化フォーラム	3月16日	議会運営委員会
2/12～2/13	米沢市雪灯籠祭り（議長）	3月24日	議会運営委員会
2/13～2/16	建設委員会視察（福島県）	3月28日	基地に関する調査特別委員会
2月17日	基地に関する調査特別委員会	3月29日	議会運営委員会
2月18日	議会運営委員会		

### 文教民生委員会視察状況

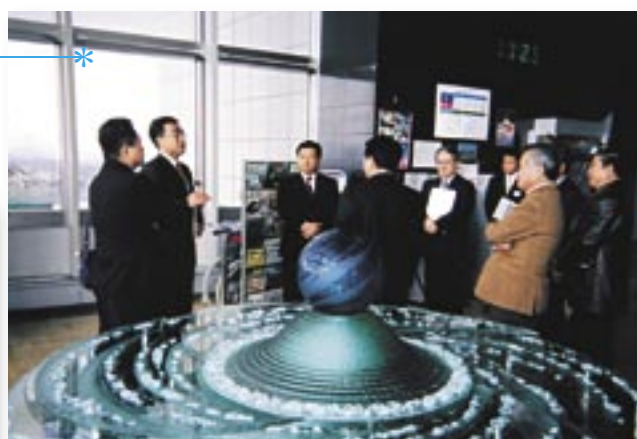


▲市立図書館の概要等について担当職員より説明を受ける（岩見沢市）

◀旭山動物園を視察する文教民生委員

### 建設委員会視察状況

▼会津若松市の景観条例と地域の活性化について説明を受ける建設委員



▲ふれいあ科学館（郡山駅西口第一種市街地開発事業）

12月、2月臨時会及び2月定例会で可決された意見書及び決議

下記の7件の意見書及び決議が可決され、関係行政庁等へ提出されました。

- ▼米軍F-15戦闘機の補助翼の一部落下事故に関する意見書
- ▼米軍F-15戦闘機の補助翼の一部落下事故に関する抗議決議
- ▼米海兵隊普天間基地滑走路修復工事に伴う同基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐及び機能強化に反対する意見書
- ▼米海兵隊普天間基地滑走路修復工事に伴う同基地所属

- 航空機の嘉手納基地への一時移駐及び機能強化に反対する抗議決議
- ▼防衛施設庁による米軍嘉手納基地周辺の騒音測定調査に関する意見書
- ▼嘉手納基地周辺住民の爆音被害軽減を求める意見書
- ▼嘉手納基地周辺住民の爆音被害軽減を求める決議

米軍 F-15 戦闘機の補助翼の一部落下事故に関する抗議決議・意見書

去る12月21日、米軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、沖縄本島北東の訓練区域で通常訓練中に補助翼（右エルロン）の下端部分を海上に落下させる事故が発生した。

同機種は、嘉手納基地関連だけでも1994年、1995年、2002年と度々墜落事故を起こしており、また、風防ガラスの落下事故、訓練用照明弾の落下事故、さらに、2004年10月にも本島近海上空で接触事故を起こすなど、度重なる事故に加え以前から老朽化が指摘されている。

今回の事故は補助翼という制御翼面の海上への落下で、同機のパイロットも気付かないうちの落下という一歩間違えば住民を巻き込む大惨事に繋がる事故であり、しかも、事故の翌日早朝からは同型機が訓練を再開するなど、地元的不安も高まる中、あまりにも無神経で県民感情を逆なでする行為であることから、嘉手納基地周辺住民は激しい怒りを覚えるとともに、大きな不安を抱いている。

また、8月13日に起きた米軍の大型輸送ヘリコプター墜落事故に対し沖縄県をはじめ、県内各市町村が抗議を展開してきたが、米軍機の事故に一向に歯止めがかからない異常事態に県民の米軍に対する不信感と怒りは頂点に達しており、断じて許すことができない。

このような事故が起こるたびに再発防止、安全管理を

強く申し入れてきたにもかかわらず、米軍機による事故に嘉手納基地を抱える沖縄市民は常に生命・財産を奪われる危険にさらされ、激しい恐怖を抱いている。

よって沖縄市議会は、今回のF-15戦闘機の補助翼落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. F-15戦闘機の嘉手納基地からの撤退を強く求める。
2. 全ての米軍機について徹底した安全管理体制の強化を図ること。
3. 事故原因を徹底的に究明し、県民に公表すること。

平成16年12月28日  
沖 縄 市 議 会

抗議決議のあて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍調整官  
在沖米国総領事 在沖米軍嘉手納基地司令官

意見書のあて先

内閣総理大臣 外務大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
防衛庁長官 防衛施設庁長官 外務省沖縄担当大使  
那覇防衛施設局長

米海兵隊普天間基地滑走路修復工事に伴う同基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐及び機能強化に反対する抗議決議・意見書

米空軍嘉手納基地は去る2月10日、普天間基地の滑走路修復工事に伴い、同基地所属の航空機17機を嘉手納基地に一時移駐し、運用することを発表した。

航空機の嘉手納基地への移動は2月21日から段階的に実施され、3月1日までに完了し、普天間基地の滑走路修復工事は3月上旬から開始し、工期は2ヶ月の予定で工事終了後、航空機は同基地へ帰還の予定である。

我々沖縄市民はこれまでも広大な米軍基地の過重負担を背負わされ、特に嘉手納基地においては航空機の離着陸訓練、エンジン調整等、各種の基地被害をもたらし、常に危険と隣り合わせの生活を余儀なくされ、不安と恐怖に陥っている。

嘉手納基地は以前にも、在韓米空軍烏山基地所属の偵察機の一時移駐、航空医療搬送中隊の新設等、米軍の機能が集中、過密化しており、昨年10月8日には米国アラソカ州エレメンドルフ空軍基地所属のF-15戦闘機2機が訓練中に空中接触事故を起こし、嘉手納基地に緊急着陸するなど事故も頻発している。

しかも、一時移駐が発表された直後の10日午後3時35分頃、普天間基地所属で一時移駐が予定されている機種と同型のKC-130空中給油機一機がエンジン一基を停止させ、さらに空中給油用のホースが収納されず機体からぶら下げたまま緊急着陸するという異常事態も発生してお

り、一時移駐とは言え嘉手納基地の機能強化にも繋がることから、新たな爆音被害・事故等を被ることは必至であり、断じて容認できるものではない。

よって、沖縄市議会はいかなる理由があるにせよ、市民の生命、財産を守る立場から、普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐及び機能強化に断固反対するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐を中止すること。
2. KC-130空中給油機については事故原因が究明されるまで、同機種の飛行を中止すること。
3. 嘉手納基地の機能強化に繋がる他基地からの移設・移駐は認めない。

平成17年2月21日  
沖 縄 市 議 会

抗議決議のあて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍調整官  
在沖米国総領事 在沖米軍嘉手納基地司令官

意見書のあて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官  
外務省沖縄担当大使 那覇防衛施設局長

## 防衛施設庁による米軍嘉手納基地周辺の騒音測定調査に関する意見書

去る2月22日、防衛施設庁は嘉手納基地周辺のうるささ指数（W値）分布の見直しも視野に入れた28年ぶりとなる同基地飛行場周辺の騒音測定調査を開始したとの報道があり、周辺市町村に波紋が広がった。

しかも2月17日には、新嘉手納爆音訴訟判決で「W値85以上を容認、W値85未満の区域は騒音が減少し受忍限度を超えない」と、過去の航空機騒音訴訟の中でも、最も被害救済範囲が狭くなるW値85以上になることから、このような判決直後の防衛施設庁による騒音測定調査は「国が実施する騒音対策措置の規模縮小に繋がる動きでないか」と懸念する声も上がっている。

防衛施設庁は嘉手納基地周辺の騒音調査事業として、2月21日から1週間の日程で、嘉手納飛行場周辺40ヶ所に測定器を設置して始まった調査を皮切りに、1年間にわたり数回の期間に分けて測定を実施する予定である。また、同庁は米軍横田基地周辺の住宅防音工事助成対象区域を現在の約5,000ヘクタールから約2,500ヘクタールに半減させるという全国で初めて助成対象区域を縮小するなど、嘉手納基地周辺においても助成対象区域が縮小される恐れがあることから騒音調査を看過することはできない。

復帰後、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、住宅・学校・病院等の防音工事の助成制度

が実施されてきたが、現在においても抜本的な爆音被害の解消には至っておらず、今回の騒音調査により現在の防音助成対象となるW値75以上が見直されると、市内小中学校の防音工事や住宅防音工事等、さらに本市経済の活性化にも大きな影響を及ぼすことが予測される。

よって沖縄市議会は、防衛施設庁による米軍嘉手納基地周辺の騒音測定調査に対し、下記事項について強く要請する。

### 記

1. 嘉手納基地周辺での航空機騒音調査の理由を明らかにすること。
2. 航空機騒音調査にあたっては事前に周辺自治体と地域住民に十分な説明を行うこと。
3. 現在の防音助成対象区域を維持し、その区域をさらに見直し拡大すること。
4. 騒音対策の充実を図ること。

平成17年3月4日  
沖縄市議会

### あて先

内閣総理大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官  
那覇防衛施設局長

## 嘉手納基地周辺住民の爆音被害軽減を求める決議・意見書

米軍嘉手納、普天間両基地周辺の航空機騒音が依然として軽減されず、夜間の騒音はむしろ増加傾向にあることが、沖縄県文化環境部の平成15年度航空機騒音測定調査結果で明らかになりました。1日平均の騒音発生回数も、嘉手納基地周辺15測定地のうち、13地点で前年を上回っている。

昼夜を問わず米軍機の爆音は、周辺住民の生活を著しく妨害しているだけでなく、深刻な健康被害を発生させています。沖縄県が内外の第一線の医師や学者を結集し、平成7年から同10年度に実施した健康影響調査の結果、嘉手納基地周辺の騒音激甚地域で12名の騒音性聴力損失者が発見されたほか、難聴や耳鳴り、高血圧症も多数発症、また学童の記憶力低下や幼児の問題行動を誘発することも明らかになった。米軍機の激しい爆音は、周辺住民に日常生活上の支障や不快感をもたらすだけでなく、極めて深刻な健康被害を発生させている。

これら両基地周辺住民の切実な訴えに対する国の施策は、住宅防音工事等があるが、抜本的な音源対策は不十分であり、住民の深刻な生活被害と健康被害を大きく軽減するには、何よりも米軍が騒音防止協定を誠実に遵守するとともに、騒音の増大につながる基地の運用を厳しく抑制することが必要です。

よって沖縄市議会は、米軍が下記の事項について迅速かつ誠実に取り組むよう強く要請する。

### 記

1. 米軍機の爆音が嘉手納基地周辺住民に著しい健康被害と生活被害を与えていることを認識し、速やかに被害解消のための措置をとること。
2. 嘉手納基地に関する騒音防止協定（1996年3月・日米合同委員会合意）を誠実に遵守し、その履行状況を明らかにすること。
3. 爆音の一層の増大につながる自衛隊の嘉手納基地共同使用を行わないこと。
4. 普天間基地の嘉手納統合を絶対に行わないこと。

平成17年3月29日  
沖縄市議会

### 意見書のあて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官  
防衛施設庁長官 外務省沖縄担当大使  
那覇防衛施設局長

### 決議のあて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍調整官  
嘉手納基地司令官

## 用語の解説

**採択・不採択** 請願や陳情の内容について、願意が妥当であり、議会として賛同する場合に採択として意思決定することです。反対に議会として賛同できない場合は不採択として意思決定します。

## 第287回 2月定例会審議結果一覧

提出者	番号	件名	議決月日	結果
市長	議案第213号	沖縄市公の施設における指定管理者制度の指定の手続等に関する条例	3月24日	原案可決
〃	議案第214号	不動産登記法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	3月2日	原案可決
〃	議案第215号	沖縄市附属機関設置条例の一部を改正する条例	3月2日	原案可決
〃	議案第216号	沖縄市職員の厚生会に関する条例の一部を改正する条例	3月2日	原案可決
〃	議案第217号	沖縄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月2日	原案可決
〃	議案第218号	沖縄市立幼稚園教育職員の退職手当に関する条例を廃止する条例	3月2日	原案可決
〃	議案第219号	沖縄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3月2日	原案可決
〃	議案第220号	沖縄市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	3月3日	原案可決
〃	議案第221号	沖縄市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3月3日	原案可決
〃	議案第222号	市道路線の認定について	3月3日	原案可決
〃	議案第224号	室川市営住宅建替事業(第3期建設)1工区建築工事の請負契約について	3月3日	原案可決
〃	議案第225号	室川市営住宅建替事業(第3期建設)2工区建築工事の請負契約について	3月3日	原案可決
〃	議案第226号	沖縄県都市交通災害共済組合規約の変更について	3月3日	原案可決
〃	議案第227号	中頭地方視聴覚協議会規約の変更について	3月3日	原案可決
〃	議案第228号	沖縄県市町村自治会館管理組合を組織する市町村の数の減少について	3月3日	原案可決
〃	議案第229号	訴えの提起について	3月3日	原案可決
〃	議案第230号	平成16年度沖縄市一般会計補正予算(第6号)	3月4日	原案可決
〃	議案第231号	平成16年度沖縄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	3月4日	原案可決
〃	議案第232号	平成16年度沖縄市老人保健事業特別会計補正予算(第3号)	3月4日	原案可決
〃	議案第233号	平成16年度沖縄市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	3月4日	原案可決
〃	議案第234号	平成16年度沖縄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	3月4日	原案可決
〃	議案第235号	平成16年度沖縄市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	3月4日	原案可決
〃	議案第236号	平成17年度沖縄市一般会計予算	3月24日	原案可決
〃	議案第237号	平成17年度沖縄市国民健康保険事業特別会計予算	3月24日	原案可決
〃	議案第238号	平成17年度沖縄市老人保健事業特別会計予算	3月24日	原案可決
〃	議案第239号	平成17年度沖縄市介護保険事業特別会計予算	3月24日	原案可決
〃	議案第240号	平成17年度沖縄市土地区画整理事業特別会計予算	3月24日	原案可決
〃	議案第241号	平成17年度沖縄市下水道事業特別会計予算	3月24日	原案可決
〃	議案第242号	平成17年度沖縄市水道事業会計予算	3月24日	原案可決
〃	議案第243号	こども未来館及びその周辺施設整備事業(仮称)動物センター建設工事(建築工事)の請負契約について	3月25日	原案可決
議員	意見書第35号	防衛施設庁による米軍嘉手納基地周辺の騒音測定調査に関する意見書	3月4日	原案可決
〃	意見書第36号	嘉手納基地周辺住民の爆音被害軽減を求める意見書	3月29日	原案可決
〃	決議第18号	嘉手納基地周辺住民の爆音被害軽減を求める決議	3月29日	原案可決
陳情	陳情第64号	沖縄市商工業研修等施設の全面改修工事について(要請)	3月24日	採 択

## 第284回 12月臨時会審議結果一覧

提出者	番号	件名	議決月日	結果
議員	意見書第33号	米軍F-15戦闘機の補助翼の一部落下事故に関する意見書	12月28日	原案可決
〃	決議第16号	米軍F-15戦闘機の補助翼の一部落下事故に関する抗議決議	12月28日	原案可決

## 第285回 2月臨時会審議結果一覧

提出者	番号	件名	議決月日	結果
市長	報告第117号	専決処分の報告について	2月8日	報 告
〃	議案第212号	破産事件に関する和解等について	2月8日	原案可決

## 第286回 2月臨時会審議結果一覧

提出者	番号	件名	議決月日	結果
市長	報告第118号	専決処分の報告について	2月21日	報 告
議員	意見書第34号	米海兵隊普天間基地滑走路修復工事に伴う同基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐及び機能強化に反対する意見書	2月21日	原案可決
〃	決議第17号	米海兵隊普天間基地滑走路修復工事に伴う同基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐及び機能強化に反対する抗議決議	2月21日	原案可決